

米沢市建築物耐震改修促進計画

米 沢 市

平成 2 0 年 3 月

平成 2 8 年 3 月 改定

令和 2 年 3 月 一部改定

令和 4 年 3 月 改定

目 次

1 目 的	1
2 基本方針	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画期間	1
3 耐震化の現状及び目標	2
(1) 想定される地震の規模、被害状況	2
(2) 耐震化の現状	3
(3) 耐震改修等の用途別目標の設定	5
4 住宅・建築物耐震化等の実施計画・施策概要	5
(1) 基本的な取組方針	5
(2) 促進を図るための事業概要	6
(3) 地震時の通行を確保する道路	7
5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	7
(1) 地震ハザードマップの活用	7
(2) 相談体制整備・情報提供	7
(3) パンフレット配布等の啓発活動	7
(4) 総合的な安全対策	7
(5) 町内会等との連携	7
6 建築基準法、所管行政庁との連携	8
(1) 指導・助言、指示、命令、公表等の実施	8
7 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	8
(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との協働	8
(2) その他	8

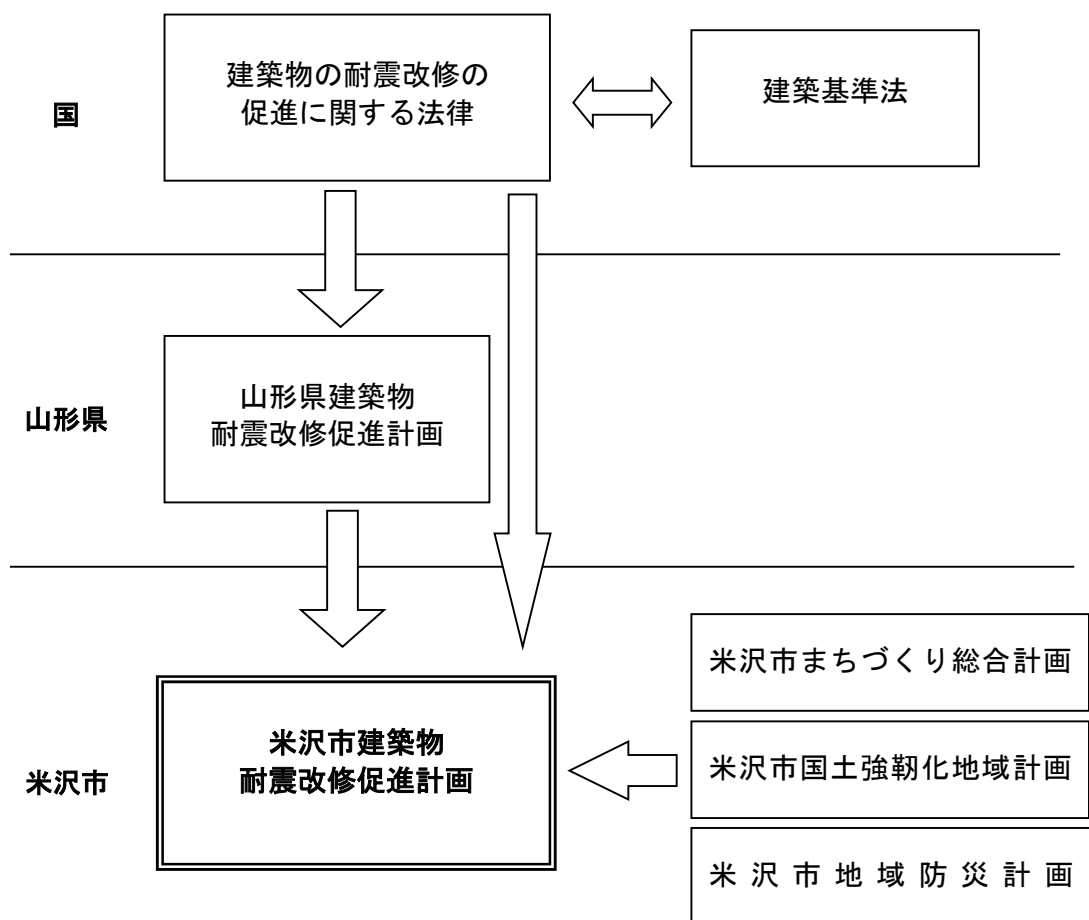
1 目的

「米沢市建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、市民の人命や財産を保護するため、県、市及び関係団体が連携して耐震診断・改修等を促進することを目的とする。

2 基本方針

（１）計画の位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）第６条及び「山形県耐震改修促進計画」に基づき策定し既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す。



（２）計画期間

計画期間は、令和３年度から令和１２年度までとする。

3 耐震化の現状及び目標

(1) 想定される地震の規模、被害状況

山形県内には、山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯の4つの主要な断層帯があり、長井盆地西縁断層帯は米沢市内にも分布している。長井盆地西縁断層帯を含む3つの断層帯で阪神・淡路大震災のマグニチュード7.3を上回るマグニチュード6.9～7.8クラスの大規模地震が発生する可能性があると考えられている。(表－1)

(表－1) 想定地震の長期評価

区分	震源		地震の規模	位置	長さ	30年以内発生確率
内陸	山形盆地断層帯	全体	M7.8 程度	大石田町～上山市	約 60km	
		北部	M7.3 程度	大石田町～寒河江市	約 29km	0.003～8%
		南部	M7.3 程度	寒河江市～上山市	約 31 k m	1%
	長井盆地西縁断層帯		M7.7 程度	朝日町～米沢市	約 51 k m	0.02%以下
	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5 程度	遊佐町～旧藤島町	約 38 k m	
		北部	M7.1 程度	遊佐町～庄内町	約 24 k m	ほぼ 0%
		南部	M6.9 程度	庄内町～旧藤島町	約 17 k m	ほぼ 0～6%
	新庄盆地断層帯	東部	M7.1 程度	新庄市～舟形町	約 22 k m	5%以下
		西部	M6.9 程度	鮭川村～大蔵村	約 17 k m	0.60%
海溝型	日本海東縁部 (山形県沖)		M7.7 前後	山形県沖	北側 50km 南側 70km	ほぼ 0%

出典：地震調査研究推進本部による長期評価、発生確率の算定基準日：令和3年1月1日

山形県が調査した各断層帯を震源域とする地震における被害想定については表－2 から表－4に示す。(山形県地震被害想定調査調査報告書(平成18年3月)の数値を抜粋して作成)

(表－2) 各断層帯の県内被害想定(冬季早朝に発生の場合)

断層名	山形盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯
公表年月	平成14年12月	平成18年6月	平成18年6月	平成10年3月
想定マグニチュード	M7.8	M7.7	M7.5	M7.0
建物全壊	34,792 棟	22,475 棟	10,781 棟	1,295 棟
建物半壊	54,397 棟	50,926 棟	23,618 棟	5,342 棟
死者	2,114 人	1,706 人	915 人	110 人
負傷者	21,887 人	16,405 人	9,694 人	2,585 人
避難者	94,688 人	78,849 人	41,044 人	7,776 人

(表－３) 米沢市における長井盆地西縁断層帯地震被害想定調査結果一覧表（建物全半壊数）

夏季		冬季	
全壊	半壊	全壊	半壊
3,704 棟	6,702 棟	4,199 棟	7,597 棟

(表－４) 米沢市における長井盆地西縁断層帯地震被害想定調査結果一覧表（死傷者数及び避難者数）

昼間人口 (避難者数)	夜間人口 (避難者数)	夏季昼間		冬季早朝		冬季夕方	
		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
98,617 人 (9,738 人)	95,396 人 (10,261 人)	162 人	1,383 人	353 人	2,325 人	218 人	1,686 人

(２) 耐震化の現状

①住宅

平成３０年住宅・土地統計調査によると、市内には住宅総数 32,480 戸があり、そのうち現行の耐震基準が適用された昭和５６年５月３１日以前（以下、「旧耐震基準時」とする）に建築に着手された住宅が 7,888 戸で住宅総数の 24.3%となっている。そのうち耐震性が確保されていない住宅の戸数を平成２０年～平成３０年の同統計調査の結果から推計すると 2,746 戸となる。また、2,746 戸のうち耐震改修を行っていない戸数を同統計調査の結果から推計すると、2,321 戸である。これは耐震性がない住宅の推計戸数となり、住宅総数の 7.1%にあたる。米沢市内の住宅の耐震化率は 92.9%となり、令和２年度目標値 95%よりも下回っている状況である。（図１）

住宅種別及び構造別では、戸建て非木造、共同住宅等は、建築年代によらず耐震性が確保されているとの統計調査結果が得られており、目標耐震化率を達成している。



図１：住宅の耐震化率の推定

「住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）を加工して作成

②公共施設（市有施設）

市が所有する防災活動拠点及び住民が多数利用する施設総数 169 棟の内、小中学校が 107 棟で約 63.3%を占めている。また、旧耐震基準時に建築された市有施設は 86 棟で全体の約 50.9%を占め、その耐震診断率は全体で 96.5%。耐震化率は 96.4%で、平成 28 年度末の耐震化率 94.7%から 1.7%増となっている。耐震化未実施の 6 棟のうち米沢市庁舎は令和 4 年度に解体完了、米沢市立病院は令和 6 年度解体完了の予定となっており、残り 4 施設の耐震化を急ぐ必要がある。（表－5）

（表－5） 市公共施設（防災活動拠点施設等となる建築物）施設区分別耐震改修状況 令和 3 年 3 月末日現在

施設区分	全棟数 A	S57 年以降建築棟数 B	S56 年以前建築棟数 C	S56 年以前建築の全棟数に占める割合 C/A	耐震診断実施済の棟数					耐震診断未実施の棟数 I=C-D	耐震化済の棟数 J=B+E+G	耐震化未実施の棟数 K=H+I	耐震診断実施率 D/C	耐震化率 J/A
					耐震診断実施済の棟数 D	改修等不要な棟数 E	改修等必要な棟数 F	改修済の棟数 G	改修未実施の棟数 H					
①庁舎等	6	4	2	33.3%	2	0	2	1	1	0	5	1	100.0%	83.3%
②医療機関等	2	1	1	50.0%	1	0	1	0	1	0	1	1	100.0%	50.0%
③小・中学校	107	44	63	58.9%	63	6	57	57	0	0	107	0	100.0%	100.0%
④公民館等	10	9	1	10.0%	1	0	1	1	0	0	10	0	100.0%	100.0%
⑤福祉施設	5	1	4	80.0%	4	2	2	2	0	0	5	0	100.0%	100.0%
⑥文化・体育施設等	6	2	4	66.7%	4	2	2	2	1	0	5	1	100.0%	83.3%
⑦公営住宅	32	21	11	34.4%	8	8	0	0	0	3	29	3	72.7%	90.6%
⑧その他	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	1	0	100.0%	100.0%
合計	169	83	86	50.9%	83	18	65	62	3	3	163	6	96.5%	96.4%

※対象施設は木造以外の建築物で、2 階以上又は延べ床面積 200 ㎡を超える防災上重要な施設。

(3) 耐震改修等の用途別目標の設定

米沢市の住宅の耐震化率の向上は、解体や建て替えによる旧耐震基準時に建築されたものの戸数が減少したことの影響が大きいと考えられる。今後は高齢化や工事費の上昇等により耐震化率の向上は鈍化していくと予想される中で、発生が危惧される地震の想定被害は依然大きいままである。耐震化率の向上は、減災対策として極めて重要であり、国の基本方針による耐震化目標をそのまま設定した上で、本計画初期の目標達成を目指すため、費用負担の少ない部分補強や耐震ベッド設置等による減災対策を合わせた施策を実行していく。

また、市有の公共施設はおおむね耐震化されており、残された公共施設についても市民が安心して利用でき、災害時に最低限の機能を確保するため、耐震化のための手法として解体、耐震補強工事又は建替え等のうち最適なものを決定し、計画期間中に耐震化を完了させる。

①住宅

■令和12年度における住宅の耐震化率目標

住宅の令和12年度における耐震化率目標を95%とする。

平成30年度耐震化率	令和12年度耐震化率
92.9%	95%

②公共施設

■令和12年度における公共施設（防災活動拠点施設等）の耐震化率目標

令和12年度における耐震化率目標を100%とする。また、耐震診断及び耐震改修等を実施した施設については、その結果について公表することに努める。

令和2年度耐震化率	令和12年度耐震化率
96.4%	100%

4 住宅・建築物耐震化等の実施計画・施策概要

(1) 基本的な取組方針

市は、市内の住宅・建築物の所有者等が耐震化の重要性を理解し、耐震診断・耐震改修を計画的に実施できるように、必要な支援施策を講じるとともに、様々な機会に耐震化の必要性和その支援施策について積極的な周知啓発を行う。（これを「米沢市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」とし、実績の公表までを行う。）また、公共施設については解体、耐震改修又は建替え等の検討を行う。

- ・国庫補助事業、県の補助事業及び市の補助事業の活用
- ・耐震化への相談受付、啓蒙
- ・耐震化に関する情報提供
- ・木造住宅の耐震化に必要な技術者の養成

(2) 促進を図るための事業概要

①戸建て住宅等の耐震化等費用の経済的負担を軽減する

○耐震診断士派遣事業

制 度 概 要：住宅所有者の求めに応じ、市で認定した耐震診断士を派遣し、一般耐震診断を行う。

対 象 地 区：米沢市全域

対象建築物：市内の旧耐震基準時に建築された木造戸建住宅（平屋または2階建て）

補 助 内 容：一部を住宅所有者負担とし、残りを国の補助を受けて米沢市で負担する。

○住宅リフォーム支援事業

制 度 概 要：リフォームをする場合の事業費の支援を行う。（耐震化工事も該当する。）

対 象 地 区：米沢市全域

対象建築物：自ら所有し、かつ居住する住宅または居住予定の空き家

補 助 内 容：対象となる工事費の一部を補助する。

○がけ地近接等危険住宅移転事業

制 度 概 要：がけ地の崩壊等により住民の人命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する危険住宅の移転を促進する。

対象建築物：県の土砂災害等危険住宅移転促進事業費補助金交付要綱第2条に定める区域（土砂災害特別警戒区域内等）に現に存するもの。

補 助 内 容：移転者が危険住宅の除却に要する経費の一部を補助する。

移転者が危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）に要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金に係る利子に相当する額の経費の一部を補助する。

○危険ブロック塀等撤去支援事業

制 度 概 要：危険なブロック塀等の撤去費用を支援する。

対 象 地 区：米沢市全域（避難路に面するもの※）

対 象：国土交通省作成のチェックポイントから外れたもの

補 助 内 容：対象となる工事費の一部を補助する。

※避難路：①国道 ②一般県道、主要地方道 ③市道 ④建築基準法第42条に定める道路

⑤その他、住宅又は事業所等から避難所又は避難場所へ至る道

①、②の路線名については別添「資料編」参照

②公共施設の補助制度利用及び大規模建築物への補助事業

「住宅・建築物安全ストック形成事業」及び「耐震対策緊急促進事業」の対象となる公共施設については補助制度を活用し耐震化を実施する。同事業の対象となる大規模な民間建築物については、国及び県の補助事業の活用を促すとともに、市の補助制度創設についても検討し、耐震化を進める。

（３）地震時の通行を確保する道路

地震時において、建築物の倒壊により緊急車両の通行や市民の避難の妨げにならないよう、「山形県地域防災計画」（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（１次、２次）を耐震改修促進法第５条第３項第２号または第３号の道路として県が指定した場合は、県と協力し、沿道建築物の所有者に対し、耐震改修等の必要性について知識の普及、啓発を行い、耐震改修の促進を図る。

５ 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

（１）地震ハザードマップの活用

地震ハザードマップを活用し、その地域に発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を市民に伝えることにより耐震化への意識を啓発する。

（２）相談体制整備・情報提供

随時、耐震化への相談窓口として体制を整え、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、市民への意識向上、耐震改修への誘導を図る。技術的な事項については、専門機関の相談窓口を紹介する。

（３）パンフレット配布等の啓発活動

- ①広く市民に対して、耐震化への意識向上を図るためにパンフレット等を配布し、住宅の耐震診断・改修等に関する知識や補助制度情報を提供する。また、多数集まる町内会公民館等に耐震化促進のポスターを掲示しパンフレットも備える。
- ②広報よねざわを活用し、耐震改修等事業の活用等、広く市民に耐震化の啓発を行う。また、市のホームページに耐震に関する情報等を掲載する。
- ③県と連携し、住宅月間・住宅防災週間等の時期において耐震化の PR を図る。
- ④県と連携し、住宅関連イベントで無料相談を実施する。
- ⑤住宅リフォーム等の機会を捉えて耐震改修を行うことの重要性を訴える。

（４）総合的な安全対策

これまでの大規模な地震では、建築物が倒壊せずとも人命に影響がでていることから、家具の転倒防止対策、ブロック塀等の点検の啓発や、地震時に天井材落下や窓ガラスの破損の危険性についても周知し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

（５）町内会等との連携

町内会・自治会及び自主防災組織と連携し、町内会公民館等において映像等を活用して耐震化の必要性を強く訴えるための耐震相談会を実施する。

6 建築基準法、所管行政庁との連携

(1) 指導・助言、指示、命令、公表等の実施

所管行政庁※は、耐震改修促進法の適正な運用に努め、必要に応じて所有者等への指導・助言、指示、命令、又は公表等を行い、耐震化を促進することとなる。また、所管行政庁は著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条各項に基づき、必要な措置を取るよう勧告・命令を行うこととなる。県が所管行政庁となる建築物については、県への情報提供等の連携を図るものとする。

(※耐震改修促進法、建築基準法において建築物の耐震診断・改修等に関して指示を行う特定行政庁を指す。

都市計画区域内の木造住宅等の小規模な建築物に関しては米沢市、その他の建築物に関しては県が所管行政庁となる。)

7 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 山形県住宅・建築物地震対策推進協議会との協働

(社)山形県建築設計事務所協会、(社)山形県建築士会をはじめ、県内の建築関係団体と市町村で構成されている山形県住宅・建築物地震対策推進協議会が平成19年に設立され、積極的に建築物の耐震化を推進している。協議会の主な事業は以下のとおりである。

- ・ 全市町村耐震相談窓口、リフォーム相談窓口の設置
- ・ 木造住宅耐震診断・改修マニュアル作成
- ・ 耐震診断士・改修技術者養成講習会開催
- ・ ハザードマップ検討
- ・ 被災建築物応急危険度判定士養成講習会開催
- ・ 応急仮設住宅建設予定地リスト作成
- ・ リフォーム研修会の開催

今後とも、協議会と協働して、市民への働きかけや相談業務の補完などを実施するとともに、所有者に対する啓発を行っていく。

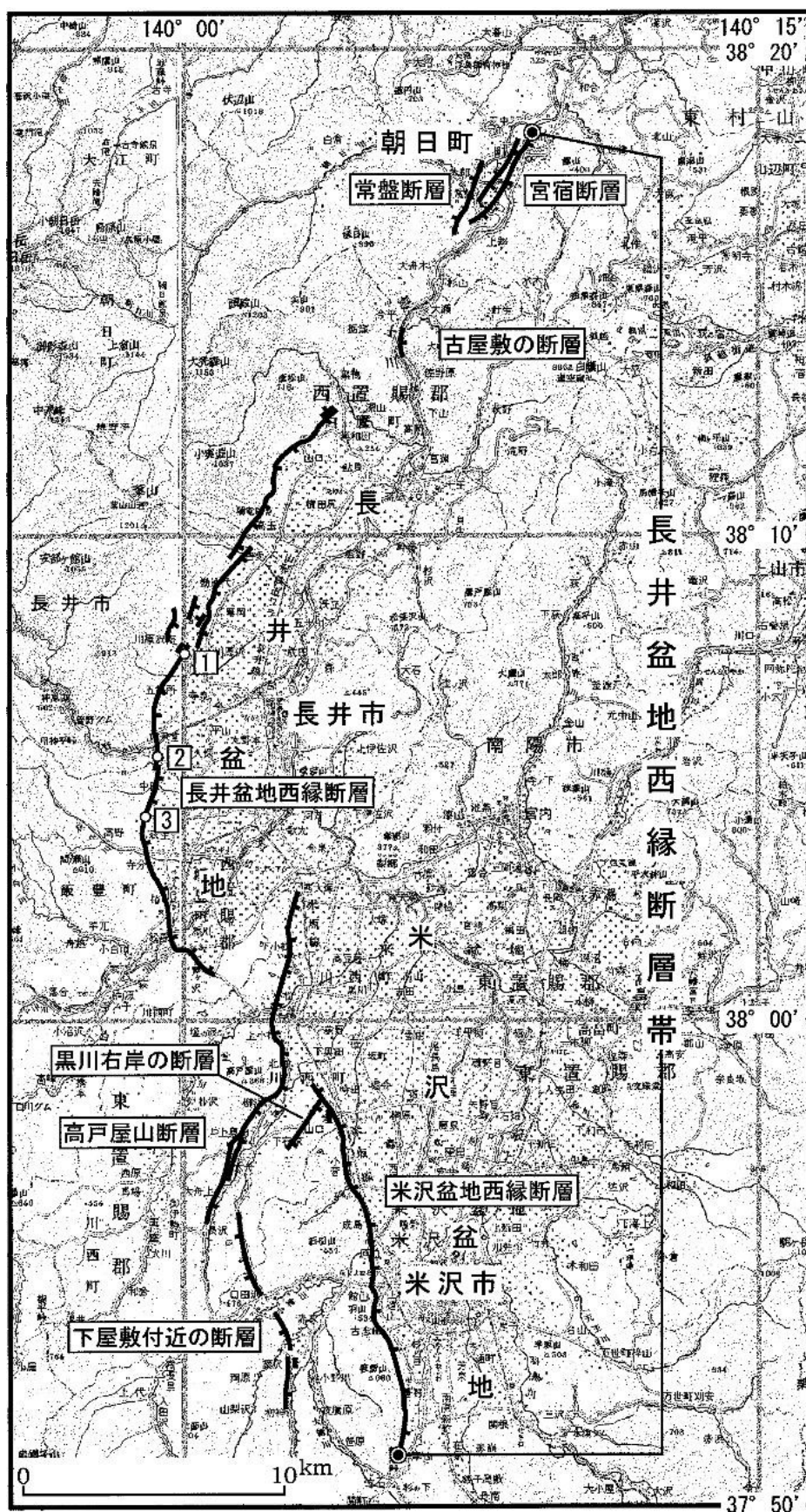
(2) その他

定期的に点検・検証を行うものとし、必要に応じて本計画を見直すものとする。なお、本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

目 次

長井盆地西縁断層帯の位置図	．．．．． 10
緊急輸送路の指定一覧	．．．．． 11
危険ブロック塀等撤去支援事業対象避難路	．．．．． 12

長井盆地西縁断層帯の位置



資料：地震調査研究推進本部

緊急輸送路の指定一覧

第1次

東北中央自動車道
国道 13 号
国道 121 号
国道 287 号
主要地方道米沢高畠線
一般県道米沢浅川高畠線
一般県道米沢環状線
米沢市道金池五丁目春日四丁目線
米沢市道南米沢外ノ内線
米沢市道金池 1 号線

第2次

国道 287 号
主要地方道米沢高畠線
主要地方道米沢猪苗代線
主要地方道米沢南陽白鷹線
主要地方道米沢飯豊線
主要地方道米沢停車場線
一般県道米沢浅川高畠線
一般県道米沢環状線
一般県道西米沢停車場線
一般県道板谷米沢停車場線
一般県道綱木米沢停車場線
一般県道大塚米沢線
市道笹原卸売団地線
市道垣上泉町線
市道笹野浄水場線
市道中田町線
市道南米沢外ノ内線
市道西蓮寺南通り線
市道中央三丁目桜木町線
市道米沢駅東線
市道万世上郷線
市道春日三丁目美女塚線
市道松が岬一丁目松川左岸線
市道芦付南 2 号線
市道松が岬公園北部小線
市道門東町三丁目中央一丁目線
市道門東町三丁目南部小西線
市道八幡原工業団地東回り線

(各路線の一部)
(防災拠点等を連絡する道路を除く)

危険ブロック塀等撤去支援事業対象避難路路線名一覧

○国道

国道 13 号線
国道 121 号線
国道 287 号線

○主要地方道

米沢高畠線
米沢猪苗代線
米沢南陽白鷹線
米沢飯豊線
米沢停車場線

○一般県道

米沢浅川高畠線
関根李山線
米沢環状線
西米沢停車場線
桧原板谷線
板谷米沢停車場線
網木米沢停車場線
網木小野川舘山線
大塚米沢線
万世窪田線
上和田浅川線
広幡窪田線
玉庭時田糠野目線
大塚米沢線
口田沢川西線
笹野下矢来線
南堀端町大町線
関根刈安線